

瀬戸市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 1 6 号

瀬戸市景観条例の一部を改正する条例

瀬戸市景観条例（平成 2 2 年瀬戸市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（景観重点地区）</p> <p>第 8 条 <省略></p> <p>2 市長は、前項の規定により景観重点地区を定めたときは、景観重点地区ごとに次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>法第 8 条第 2 項第 2 号の<u>行為の制限に関する事項</u></p> <p>— 法第 8 条第 3 項の<u>良好な景観の形成に関する方針</u></p> <p><省略></p>	<p>（景観重点地区）</p> <p>第 8 条 <省略></p> <p>2 市長は、前項の規定により景観重点地区を定めたときは、景観重点地区ごとに次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>法第 8 条第 2 項第 2 号の<u>良好な景観の形成に関する方針</u></p> <p>— 法第 8 条第 2 項第 3 号の<u>行為の制限に関する事項</u></p> <p><省略></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。